

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和3年12月1日以降適用

秋田市

目 次

1	ガイドライン策定の目的	1
2	設計変更の基本事項	1
	(1) 定 義	1
	(2) 基本原則	1
	(3) 設計変更が可能な場合	2
	(4) 設計変更を行う場合の規定	2
	(5) 設計変更が不可能な場合	3
	(6) 指定仮設と任意仮設の運用	4
3	発注者の留意事項	5
4	受注者の留意事項	6
5	設計変更の判断事例	7
6	設計手続きフロー	10

< 参 考 資 料 >

	秋田市建設工事設計変更に伴う契約変更の事務取扱要領	11
	設計変更に伴う契約変更の取扱いについて	13
	条件明示項目および明示事項について	16
	工事請負契約書の別添契約事項の抜粋	19

1 ガイドライン策定の目的

秋田市では、道路、上下水道、公園、学校などの公共施設を整備・維持管理するための請負工事を、毎年数多く発注しています。

請負工事を発注するに当たっては、現場の形状、地形、地質、天候などの自然条件や騒音、振動、交通規制等の社会的な制約条件の中でこれらの工事を完成させるため、必要な調査、検討を行っています。しかし、それでも工事進行中において予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）や工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、当初の設計を変更する場合において、秋田市工事請負契約書の別添契約事項（以下「契約事項」という。）を踏まえ、設計変更を行う際の発注者と受注者双方の契約における責任の所在の明確化、契約内容の透明性の向上、設計変更の手続きの円滑化および適正化を図るために策定しました。

2 設計変更の基本事項

(1) 定義

設計変更とは、工事の施行に当たり設計図書を変更し、又は訂正することをいいます。

契約変更とは、請負代金額の変更又は工期の変更の決定に伴い、契約の変更を行うことをいいます。

なお、設計変更および契約変更の定義については、秋田市建設工事設計変更に伴う契約変更の事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に規定されています。

(2) 基本原則

設計変更に伴う契約変更の範囲としては、以下のとおり規定されています。

（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日 建設省東地発第31号の2））

○設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。

○一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方

法を変更した場合を除き、原則として契約変更の対象としない。

- 変更見込み金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途の契約とする。

(3) 設計変更が可能な場合

以下のような場合においては、設計変更が可能です。

- ①当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手できない場合
- ②仮設（指定・任意とも）において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要）
- ③「協議」等所定の手続き行い、発注者から「指示」又は「通知」があったもの。
- ④受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
※上記は全て書面（打合せ簿）で手続を行ったもののみが有効である。また、書面は全て発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものとする。
（協議の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）

変更指示・設計変更にあたっては、以下のことに留意してください。

- ①当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」（打合せ簿による確認）を行う。
- ②当該工事での変更の必要性を明確にする。（規格および変更対応の妥当性）
- ③工期は変更契約時に、発注者、受注者が協議し定める。
- ④設計および契約変更手続き等については、事務取扱要領により行う。
- ⑤設計変更に伴う変更請負額をその都度把握しておく。

(4) 設計変更を行う場合の規定

契約事項においては、設計変更を行う場合、次のように規定しています。

- ①設計書、図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く）

- 図面と現場説明書が一致しない場合
- ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること < 契約事項18条第1項第2号 >
 - 条件明示する必要があるにも係わらず、一切の条件明示がない場合
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと < 契約事項18条第1項第3号 >
 - 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
 - 水替工実施の記載があるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと < 契約事項18条第1項第4号 >
 - 設計図書に明示された条件と現地の条件が一致しない場合
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと < 契約事項18条第1項第5号 >
 - 受注者の責によらない何らかのトラブルが生じた
 - 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）
- ⑥ 発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合 < 契約事項19条 >
- ⑦ 受注者の責によらず、工事目的物等に損害を生じたり、工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき（工事中止の場合） < 契約事項20条第1項 >
 - 設計図書に工事着手時期が定められているにもかかわらず、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
 - 警察、河川・道路・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
 - 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
 - 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
 - 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合

(5) 設計変更が不可能な場合

下記のような場合においては、原則として設計変更はできません。（ただし、契約事項第26条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない）

- ① 発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合（「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合も同様）
- ② 発注者が「承諾」して施工した場合

- ③契約事項・土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書等に定められている所定の手続き（契約事項第18条～24条、第30条、土木工事共通仕様書1-1-3、1-1-17、1-1-18、1-1-19）を経していない場合

契約事項第18条	条件変更等
第19条	設計図書の変更
第20条	工事の中止
第21条	受注者の請求による工期の延長
第22条	発注者の請求による工期の短縮等
第23条	工期の変更方法等
第24条	請負代金額の変更方法等
第30条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更
共通仕様書1-1-3	設計図書の照査等
1-1-17	工事の一時中止
1-1-18	設計図書の変更
1-1-19	工期変更

- ④正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合

(6) 指定仮設と任意仮設の運用

指定と任意については、契約事項第1条第3項に定められているとおりです。

公共工事の仮設は、契約事項の原則からすれば、受注者の責任において施工する「任意仮設」が基本であると考えられています。しかし、公共工事においては、工事中における公衆災害の防止および施工に伴う重大な労働災害防止についても特に留意する必要があります。

このため、工事の発注にあたって、発注者が特に必要と判断したものは、契約条件として仮設工の規模・構造等について予め発注者が指定し、「指定仮設」とする場合があります。

(指定仮設と任意仮設の考え方)

■ 指定仮設

- 工事目的物を施工するにあたり、設計図書に施工方法等を指定したものである。（設計変更の対象となる。）
- 下記事例やこれに類する工事を対象とする。

- ・河川砂防と同等の機能を有する仮設締切りの場合
- ・仮設構造物を一般交通に供用する場合
- ・特許工法または特殊工法を採用する場合
- ・関係官公署との協議により、制約条件のある場合
- ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

■ 任意仮設

○工事の目的物を施工するにあたり、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は受注者に委ねられる。(原則、設計変更の対象としない)

○発注者(監督員)は任意の主旨を踏まえ、施工計画書が提出された際には、仮設計画の妥当性について確認することが重要である。

※ 参考資料・参考図については、あくまでも見積上の参考であって、設計図書ではありません。

<任意における対応の不適切な事例>

- ・○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛りではバックホーで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可との対応
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応
ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更をすることができます。

3 発注者の留意事項

請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、次の事項に留意する必要があります。

- ①設計図書の作成にあたっては、特記仕様書および現場説明書(条件明示)により設計内容の前提条件や、設計変更の対象となるべき事項について確実かつ明確に明示するよう徹底する。
- ②設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う。
- ③受注者から設計図書についての確認があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。
- ④設計変更後の契約金額や工期は、受注者と協議の上決定する。

4 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があるため、次の事項に留意しなければなりません。

- ①工事着手前に、設計図書を照査して着手時点における疑義を明らかにし、書面により各項目について必要な「協議」を実施する。
- ②施工中においても疑義が生じた場合、その都度発注者と書面により「協議」を行い、確実に発注者の指示を書面で受けてから工事を進める。

5 設計変更の判断事例 (土木編)

設計変更を行う事例としては、工種・状況等により様々なケースが存在します。

しかし、設計変更の根拠とするのは、特記仕様書の記載事項を除けば契約事項であり、契約事項の条項に合致するかどうか、設計変更の判断基準となります。また、設計変更に当たっては、発注者側は現場で起こった事案に対して、これらに合致するかどうかを個々に判断することが求められます。

設計変更に対しては、組織的な対応や発注者および受注者における共通認識の保有、設計変更における透明性の向上が求められることから、これらを改善するため日頃疑問に思っている設計変更の判断事例について、まとめてみました。

Q 1 可変側溝300型 (JIS規格外) を布設する工事で、設計としては天端幅500mmの製品を使用する場合の掘削土量・残土処理量・舗装等の面積を計上しました。それに対し受注者から、天端幅420mmの製品を使用する資材承認願いが提出されました。

この製品を使用した場合、掘削土量・残土処理量・舗装等の面積が変わることから、設計変更が必要と思われますが、どのように進めたらよいでしょうか。

A 1 設計図書に施工方法等について具体的に指定していますので、施工方法等を変更する場合は発注者の指示又は承認が必要です。監督員は、受注者が使用したい製品を承認するのであれば、工事打合せ簿により資材の承認、施工方法等の変更指示を行ってください。その後、工事打合せ簿の協議結果に基づいた設計変更を行ってください。

<変更理由>

設計図書に示した施工条件と、実際の工事現場が一致しないため (契約事項第18条第1項第4号)

Q 2 当初設計において、側溝の施工延長を50.0mとしていましたが、受注者の着手前測量で施工延長が、49.4mしか施工できないので、現場確認を請求されました。現場確認の結果、曲がりの関係で49.4mしか施工できないことが判明したので、設計変更をしたいのですが、設計変更の理由としては、誤謬になるのでしょうか。

A 2 現地を測量したときには、施工延長を50.0mと判断した訳ですから、調査不足と言われるかもしれませんが、誤謬ではありません。

<変更理由>

工事現場の形状が施工上の制約により、設計図書に示した施工延長を確保できないため（契約事項第18条第1項第4号）

Q 3 当初設計で床堀をバックホウ0.2m³で積算しましたが、現場でバックホウ0.1m³又は0.35m³で施工する場合、設計変更をすべきでしょうか。

A 3 施工方法等については指定と任意の部分があり、特記仕様書等で使用する機械を指定しない限り、受注者に委ねられています。したがって、指定しない限り設計変更する必要はありません。

Q 4 同様のパターンで、ダンプトラック、アスファルトフィニッシャー等が設計規格と違う機械で施工する場合、設計変更をすべきでしょうか。

A 4 A 3のとおりです。

Q 5 取付管の掘削を人力掘削（標準歩掛り）で計上しましたが、バックホウで施工することとした場合設計変更すべきでしょうか。

A 5 特記仕様書等で、人力で施工するよう明示していない限り、設計変更する必要はありません。しかし、機械で施工するケースが多いとすれば、今後は機械施工で積算すべきです。

Q 6 当初設計において、建設副産物の運搬距離を工事現場から処分地までの公道を走行する実運搬距離を計上していましたが、受注者から提出された施工計画書の運搬ルートが相違していました。変更すべきでしょうか。

A 6 特記仕様書等で指定しない限り、設計上は任意の運搬経路なので、変更する必要はありませんが、請負代金額が500万円以上で処分先が違う場合は、建設リサイクル法上の手続きが必要です。

なお、受注者が自社の処理施設を保有しその施設に処分したいとの申入れがあった場合には、その処理施設が「廃棄物処理法」に基づき届出をし、許可を受けていることを確認の上、処理施設および処理費用等を設計変更の対象とすることができます。

ただし、変更による処理費用等が当初設計と比較し割高となる場合は、

処理施設の変更のみを承認し、設計変更は行わないものとします。

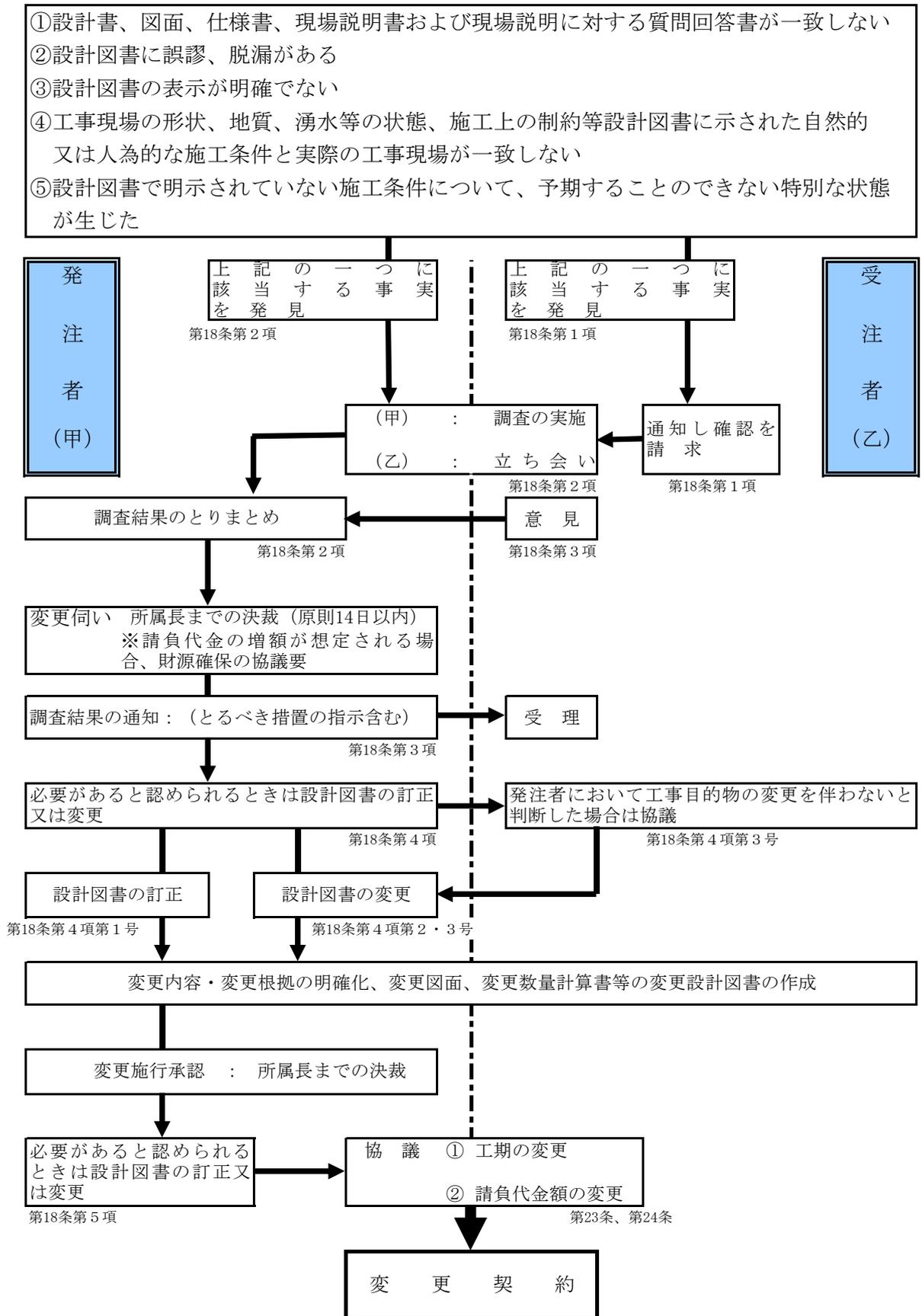
Q 7 設計計上数量よりも出来形の数値が下回っていますが、数量計算で算出した数値が出来形を上回っていますが、設計変更が必要でしょうか。

A 7 土木工事標準積算基準書の数値基準によれば、設計計上数量が数量計算書により算出された数量を四捨五入し、各細別で数値が1～100位止めであったりすることから、出来形が設計計上数量より下回る場合があります。

しかし、数量計算により算出した数値より出来形が上回っていれば問題はありません。

出来形結果表の設計値の欄には、数量計算により算出した数値を記入してください。

6 設計変更手続きフロー



秋田市建設工事設計変更に伴う契約変更の事務取扱要領

〔平成22年 3月25日〕
市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要領は、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化および合理化を図るとともに、契約変更に係る手続の一層の透明性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計変更 工事の施行に当たり設計図書を変更し、又は訂正することをいう。
- (2) 契約変更 請負代金額の変更又は工期の変更の決定に伴い契約の変更を行うことをいう。

(取扱いの原則)

第3条 設計変更に係る請負代金額の変更見込額（以下「変更見込金額」という。）が当該契約の30パーセントを超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とするものとする。

(設計変更の手続)

第4条 設計変更は、予算の範囲内において必要の都度書面により主任監督員（秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号。以下「規則」という。）第140条に規定する監督員のうち秋田市工事監督員要領第4条第1項第1号に規定する者をいう。）を通じて行うものとする。

- 2 工事担当課所室長は当該設計に係る変更の内容を掌握しなければならない。
- 3 事業担当課所室からの委託による工事に係る設計変更は、原則として

事業担当課所室を含む関係者が事前に協議して行うものとする。

(受注者との協議)

第5条 監督員（規則第140条に規定する監督員をいう。）は、設計変更を行うときは、当該設計変更の内容についてあらかじめ受注者と協議を行わなければならない。

2 前項の協議に際し、工事担当課所室および事業担当課所室は、変更見込金額その他の変更内容について、経理担当課、財政課および契約課の意見を聴くものとする。

(設計変更に伴う契約の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、必要の都度、遅滞なく行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる設計変更については、工期の末日（国庫債務負担行為等に基づく工事にあつては、各会計年度の末日又は工期の末日）までに一括して行うことができる。

(1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの

(2) 変更見込金額の合計額が当該契約金額の30パーセント以内（当該変更見込金額が1千万円を超える場合を除く。）

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事から適用する。

(経過措置)

2 施行日前に請負契約を締結した工事の設計変更および設計変更に伴う契約変更の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、工期の末日が施行日後であるものについては、この限りでない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

昭和 44 年 3 月 31 日 建設省東地厚発第 31 号の 2
官房長から各地方建設局長（東北を除く。）あて

標記について、東北地方建設局長から別紙 1 のとおり照会があり、これに対して別紙 2 のとおり回答したので、今後これに準拠して処理することにつきとくに異議がないので 了知するよう通知する。

別紙 1

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（照会）

昭和 44 年 3 月 22 日 東建契 44 第 132 号
東北地方建設局長から官房長あて

標記について、別紙により実施してよろしいか照会する。

別紙

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

（目的）

- 1 この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

（定義）

- 2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 設計変更 工事請負標準契約書第 15 条及び第 16 条（編注：現行の工事請負契約書では第 18 条及び第 19 条に当たる。）の規定により図面又は仕様書（土木工事にあつては、金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

二 単価、工事量又は一式工事費の変更 設計変更に伴い、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

（注） 単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したために単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減することをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事（以下「一式工事」という。）のうち請負者に設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生ずることをいう。

三 新工種 設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等（営繕工事（事業費をもってする営繕工事を除く。以下同じ。）にあっては、科目、細目等）を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

（契約変更の範囲）

3 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

（注）工事量の設計表示単位は、別に定める設計積算に関する基準において工事の内容、規模に応じ適正に定めるものとする。

4 一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としないものとする。

5 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

（土木工事に係る設計変更の手続き）

6 土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行うものとする。ただし、変更の内容が極めて軽微なものは、主任監督員が行うことができるものとする。

7 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一に該当するものであるときは、あらかじめ、契約担当官等の承認を受けるものとする。

一 変更見込金額が請負代金額の10%又は1,000万円をこえるもの

二 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

（編注：「10%」は「20%（概算数量発注に係るものについては25%）」に、「1,000万円」は「4,000万円」に変更されている。）

（営繕工事に係る設計変更の手続き）

8 営繕工事に係る設計変更は、原則として、その必要が生じた都度、当該設計変更の内容に関する契約担当官等の指示又は承認に基づき、総括監督員が文書により行うものとする。

（設計変更に伴う契約変更の手続）

9 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。

（注）軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の10%をこえるもの

（編注：「10%」は「20%（概算数量発注に係るものについては25%）」に変更されている。）

(部分払)
10 部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を
を確認し、請負金額を限度として行うものとす。この場合、
において、工事量の更が予定されるものは当該変更工事量を
対象とし、単価又は一式工事費に変更がされるものうち、
増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出
を確認するものとし、変更減となることが予定されるもの
新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

(入札者又は契約の相手方に対する説明)

11 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとする場合の入札
者又は随意契約による場合の契約の相手方に対する契約
条件を示す際には、現場説明により、この取扱いに定める事
のほか、設計変更に関し必要な事項を了知させておくもの
とする。

(この取扱いの実施時期)

12 この取扱いは、昭和44年4月1日以降に工事の請負契約を
締結するものから実施するものとする。

別紙 2

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (回答)

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号
官房長から東北地方建設局長あて

昭和44年3月22日付け東建契44第132号をもって照会のあつ
た標記について、下記のとおり回答する。

記

工事を発注するに当たっては、事前の計画及び調査を慎重に
行い、工期中おみだりに設計の変更の必要が生じないよう
計図書を作成せざるを得ないとの契約を締結するに際し、
い設計の変更が伴う場合には、あらかじめ設計変更の
照会により設計の変更が伴う場合には、あらかじめ設計
ても、出来高に著しく不利な期間が長期に亘るものと
り請負者に定額の留保期間が長期に亘らぬよう
出来高に著しく不利な期間が長期に亘らぬよう
契約変更に伴う契約変更の手続きをとること

条件明示項目および明示事項について

工事を施工するにあたって、制約を受ける施工条件を設計図書に明示することによって、工事が円滑に執行されます。

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとし、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書に関連する条項に基づき、適正に対応すること。

明示項目および明示事項については、以下を参考としてください。

<工程関係>

- 1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所および他の工事の内容、開始又は完了の時期
- 2 施工時期、施工時間および施工方法が制約される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間、施工方法
- 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容およびその協議内容、成立見込み時期
- 4 関係機関等との協議の結果、特定された条件が付された当該工事の工程に影響がある場合は、その項目および影響範囲
- 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期
- 6 工事着手前に地下埋設物および埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目および調査期間。または、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
- 7 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数

<用地関係>

- 1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲および処理の見込み時期
- 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容
- 3 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
- 4 施工者に仮設ヤードとして官有地および発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

<公害関係>

- 1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉じん、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容

- 2 水替え・流水防止施設が必要な場合は、その内容、期間
- 3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件）
- 4 工事の施工に伴なって発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

<安全対策関係>

- 1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間
- 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容
- 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容
- 4 交通誘導員等の保安要員の配置を指定する場合は、その内容
- 5 有毒ガスおよび酸素欠乏等の対策として、喚起設備等が必要な場合は、その内容

<工事用道路関係>

- 1 一般道路を搬入路として使用する場合
 - (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用时间帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等
 - (2) 搬入路の使用後および使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
- 2 仮道路を設置する場合
 - (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間
 - (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）
 - (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容

<仮設備関係>

- 1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合および引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等
- 2 仮設備の構造およびその施工方法を指定する場合は、その構造およびその施工方法
- 3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容

<建設副産物関係>

- 1 建設発生土が発生する場合は、残土の受け入れ場所および仮置き場所までの距離、時間等の処分および保管場所
- 2 建設副産物の現場内での再利用および減量化が必要な場合は、その内容
- 3 建設副産物および建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場

所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受け入れ場所、距離、時間等の処分条件

<工事支障物件等>

- 1 地上、地下等への占用物件の有無および占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等
- 2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容および期間等

<薬液注入関係>

- 1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長および注入量、注入圧等
- 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容

<その他>

- 1 工事用資機材の保管および仮置きが必要である場合は、その保管および仮置き場所、期間、保管方法等
- 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等
- 3 関係機関等との近接協議に係わる条件等その内容
- 4 架設工法を指定する場合は、その施工方法および施工条件
- 5 工事用電力等を指定する場合は、その施工方法および施工条件

工事請負契約書の別添契約事項の抜粋

第1条（総則）

甲及び乙は、この契約事項（契約書を含む。以下同じ。）の基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び土木工事にあつては金額を記載しない内訳書並びにこれらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約事項及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約事項及び設計書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

第8条（特許権等の使用）

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第9条（監督員）

2 監督員は、この契約事項の他の条項に定めるもの及びこの契約事項に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承認又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承認

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

第15条（支給材料及び貸与品）

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しく

は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第18条（条件変更等）

乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲

げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。 甲が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。 甲が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。 甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができ

る。

- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条（乙の請求による工期の延長）

乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により甲に工期の延長変更を請求することができる。

第22条（甲の請求による工期の短縮等）

甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この契約事項の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条（工期の変更方法等）

工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 工期の変更があった場合は、乙は、当該変更契約締結後5日以内に新たに工事施行届を作成し、甲に提出しなければならない。

第24条（請負代金額の変更方法等）

請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約事項の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第26条（臨機の措置）

乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

第27条（一般的損害）

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

第30条（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。